



# インキュベーションラボ第二回成果報告 概要

対象テーマ：「サービスに応じたデジタル本人確認ガイドラインの検討」

2022年7月

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）  
デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）

# 概要

## 背景

オンラインサービス利用者と事業者双方の安心・安全を確保する上で、本人確認は有効な方策の一つであることから、法令の定めがなくても自主的にオンラインによる本人確認（デジタル本人確認）を導入する事業者が急増している。しかしながら、事業者向けの横断的な指針等がないため、事業者の多くがビジネスやサービスに適したデジタル本人確認手法の選択に苦慮し、法令に定められた手法を選択して過剰な本人確認が行われている等の事態が起きている。

## 活動の成果

本活動では、民間事業者と個人間でオンライン上で行うデジタル手段による本人確認について、その導入や点検等に資するガイドライン策定を目標とし、現状把握を中心に、ガイドラインに必要な基礎情報収集と分析を行った。

まず現状の本人確認手法を、IAL（身元確認保証レベル）とAAL（当人認証保証レベル）※のマトリクスに配置することで、特定のレベルに認証強度の異なる手法が混在し集中していることを可視化した。ニュージーランドにて先進的に取り組まれていたBA※の概念を取り入れてIALを細分化し、保証強度レベルの境界線を可視化した（※IAL、AAL、BAの説明はp3参照）。その結果、法令に定めがない手法も、一定の技術要件が確保されれば犯収法等に定められた手法と同等の保証レベルと見做せるなど、事業者がサービスに応じた手法を選択しやすくなることが確認できた。

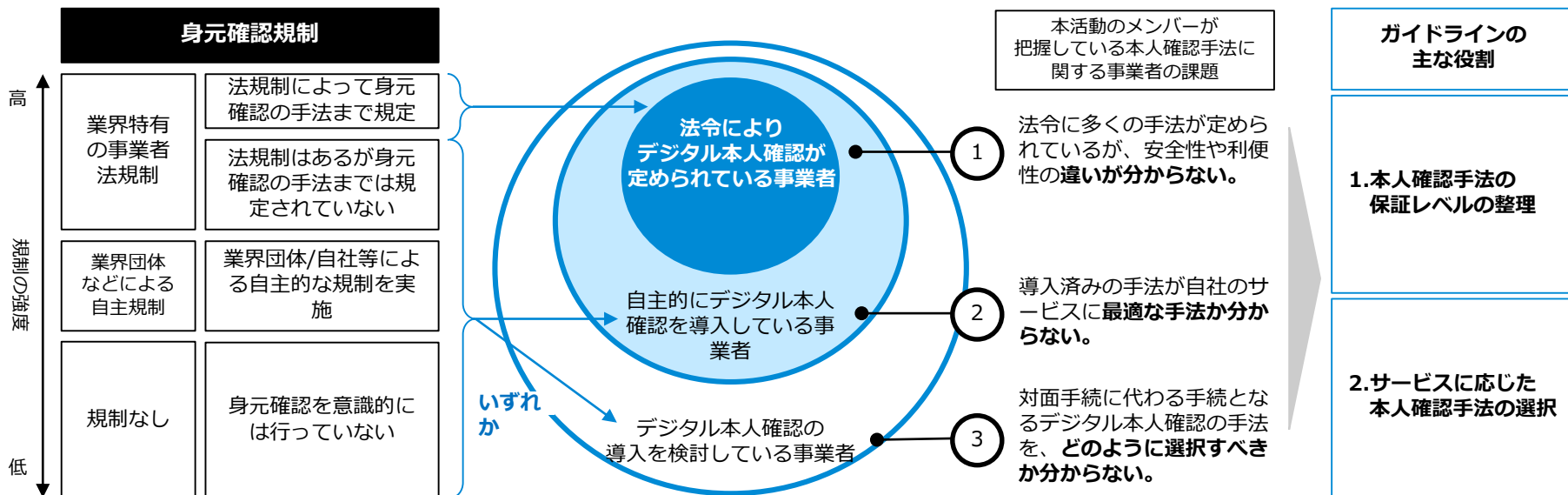
また、14の団体および事業者に対して、本人確認の現状とそのリスクや課題等についてのヒアリングを実施した結果、事業者の手法の選択は、リスクだけでなく、ユーザビリティやコスト等総合的に勘案して決定されており、手法選択を円滑に行うためにも事業者向けのガイドラインの策定が強く望まれていることを改めて確認することができた。

## 終了審査結果

今後は、引き続きデジタル庁の施策と連携しつつ、本活動で整理した身元確認レベルをもとに民間サービスにおけるデジタル本人確認ガイドラインの検討を、事業者を中心とした場で継続し、国際標準も意識した実務における本人確認の適正化の加速を期待する。DADCは必要に応じて本活動と連携することが妥当。

- 民間サービスにおいては、本人確認の手法が法律等による規制がないビジネスが大部分を占める。本人確認が行われない、もしくは適切でないことによる犯罪等トラブルのリスクが存在する。また、必要以上の保証レベルの本人確認手法が選択され、コストやユーザビリティが課題になってしまうリスクも存在する。
- 規制の有無に関わらず「本人確認手法が分からない」（下図①～③）という事業者が共通して持つ課題を、デジタル本人確認ガイドラインを策定・普及することによって解決し、上述の本人確認を発端とするリスクを解消する。

[本活動における本人確認に関する課題感と、ガイドラインが果たす役割]



[引用元] オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書（経済産業省）

\* 円の大きさは事業者数の規模を表現

# 活動成果：本人確認手法の保証レベルの整理（身元確認の保証レベルの細分化）

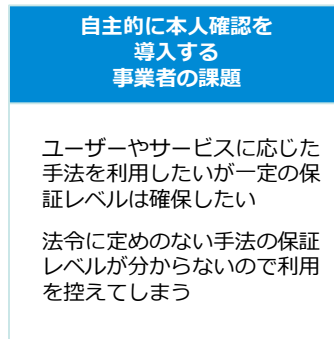
- 本人確認手法の保証レベルを「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（各府省CIO連絡会議）で示されているレベル分けで分類した結果、3段階中の中程度に集中し、その中で異なる認証強度の混在を確認した。
- 身元確認の保証レベルについて、細分化を検討。世界的な先例であるニュージーランドの本人確認管理に関わる規格の考え方を導入して実施。法令に同列で規定されている手法であっても保証レベルが異なること（下図①）、法令に規定されている手法と同等レベルを有すると判断可能な法令に規定されていない手法があること（下図②）を確認した。
- 民間事業者、特に自主的に本人確認を導入する事業者にとってレベルが明確になり、選択肢が増えることで、サービスに応じた手法を安心して選択しやすくなり、デジタル本人確認の導入拡大を促進する。

[身元確認保証レベルの細分化結果]

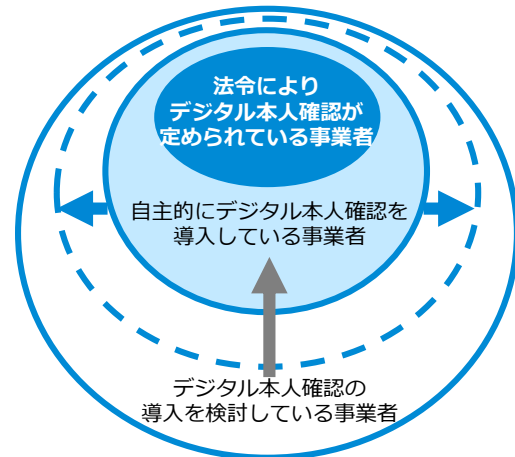
手法	収取法等根拠になる規定の有無	行政手続ガイドラインのIAL	Information Assurance Level	Binding Assurance Level	DADC IAL
公的個人認証による署名用電子証明書+電子署名付契約書	あり	3	4	4	4
顔写真のある公的身分証のICチップ読み取り+容貌の撮影	あり	2	3	4	3
1枚限り発行される顔写真のある公的身分証のICチップ読み取り、もしくは1枚限り発行される顔写真のある公的身分証の撮影（表・裏・厚み）+ 法律に基づく身元確認済のAPI連携	あり		① 3	4	
顔写真のある公的身分証の撮影（表・裏・厚み）+ 容貌の撮影	あり		3	4	
認定認証事業者による電子証明書+電子署名付契約書	あり		3	3	
法律に基づく身元確認のAPI連携（銀行API、携帯電話事業者API等）	なし		3	3	
公的身分証のリアルタイム撮影	なし	1	2	2	2
公的身分証のアップロード（1点で情報が不足する場合、2点（例）保険証等+公共料金）	なし		1	2	1
身分証確認なし（自己申告+eメール、SNSログイン等）	—		0	0	0

- 身元確認の保証レベル（Identity Assurance Level、IAL）を、Information Assurance Level（情報の確かさや堅牢さ）、Binding Assurance Level（被検証者とエビデンスの紐づけプロセスの堅牢さ）の2つの観点で細分化した上で分類。その結果を本活動では「DADC IAL」と呼称。

[DADC IALの期待効果]



\* 円の大きさは事業者数の規模を表現



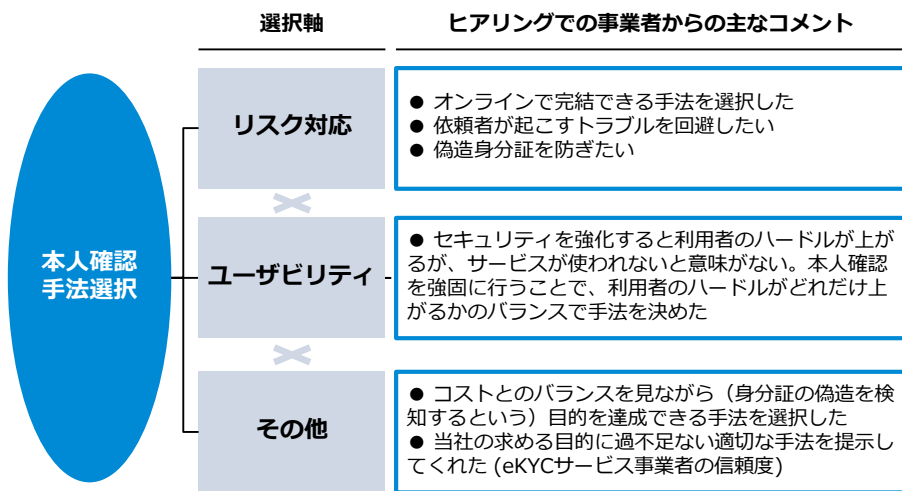
DADC IALにより解決

デジタル本人確認の導入拡大

# 活動成果：本人確認等に係るヒアリング調査結果と得られた示唆

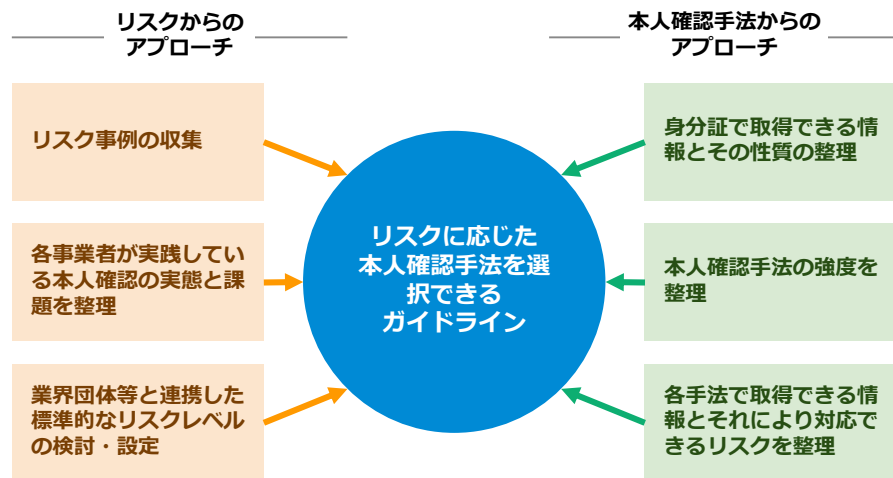
- サービスに応じたデジタル本人確認ガイドライン策定の検討に資するため、民間事業者に対してヒアリング調査を実施。事業者が抱えているリスク、実施している本人確認の具体的手法、当該手法を選択した理由や方法、その他本人確認に関する課題等の実態について聴き取りを行った。
- 事業者は自社が抱えているリスクに対応する手段の1つに本人確認を位置づけており、事案の発生等を受けて試行錯誤的に本人確認を強化している実態が明らかになった。試行錯誤なしに、各事業者のリスク評価結果に対応した本人確認手法を選択できるガイドラインの策定が必要である。
- 今後、より広範なリスクおよび本人確認の実践例の収集が必要。またガイドラインの策定には、事例調査等を踏まえたリスク側からの検討に加え、本人確認手法や身分証等の特徴から導き出した「対応できるリスク」等を踏まえた手法側からの検討が必要と考えられる。

[本人確認手法導入の実態]



- ヒアリングはシェアエコノミー事業者やフィンテック関連の事業者、技術標準化団体等、14の事業者・団体に対して実施。本人確認に関する課題感やリスク等について、ヒアリングを行った。

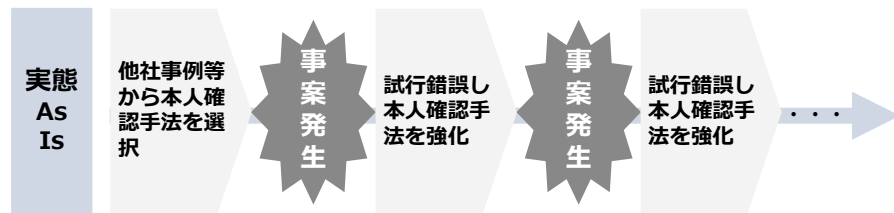
[今後のガイドライン検討アプローチ]



# デジタル本人確認ガイドライン普及による効果

- 各種本人確認手法の保証レベルを整理し、各事業者が試行錯誤をせずともリスク評価結果に対応したデジタル本人確認手法を選択できるようにするために、ガイドラインを策定し普及させる。
- ガイドラインが普及しデジタル本人確認を導入する事業者が増えることで、トラストサービス関連の市場規模拡大や、トラストサービスの醸成・イノベーションが促され、サービスを提供する側と利用する側の両者の利便性、安全性が向上することを期待。

[本人確認手法導入の実態と理想像]

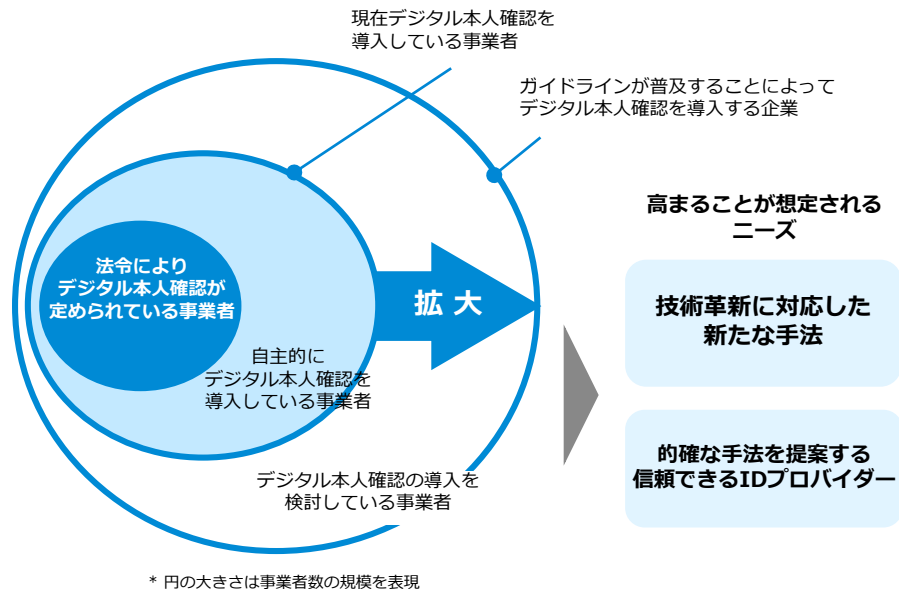


- 事業者へのヒアリングの結果、事業者はデジタル本人確認の手法を試行錯誤的に導入・強化していることが分かった。



- ガイドラインが普及、事業者がガイドラインを利用することで、試行錯誤をせずとも自身のリスク評価に対応したデジタル本人確認の手法を選択できるようになる。

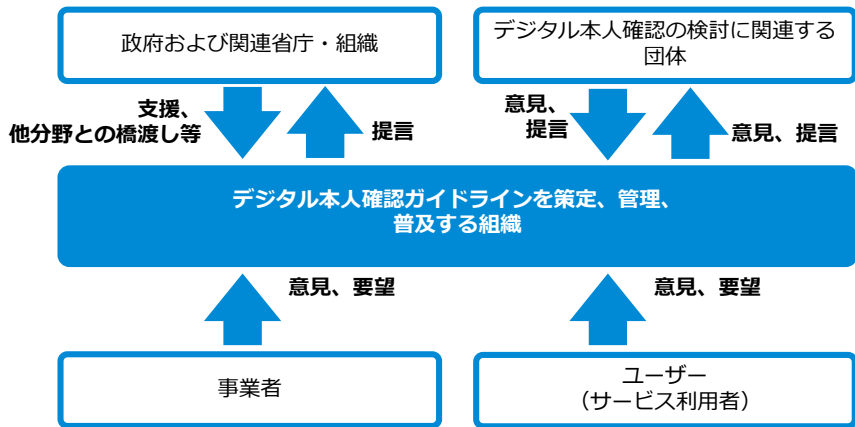
[想定するデジタル本人確認ガイドライン普及効果]



# 今後の計画

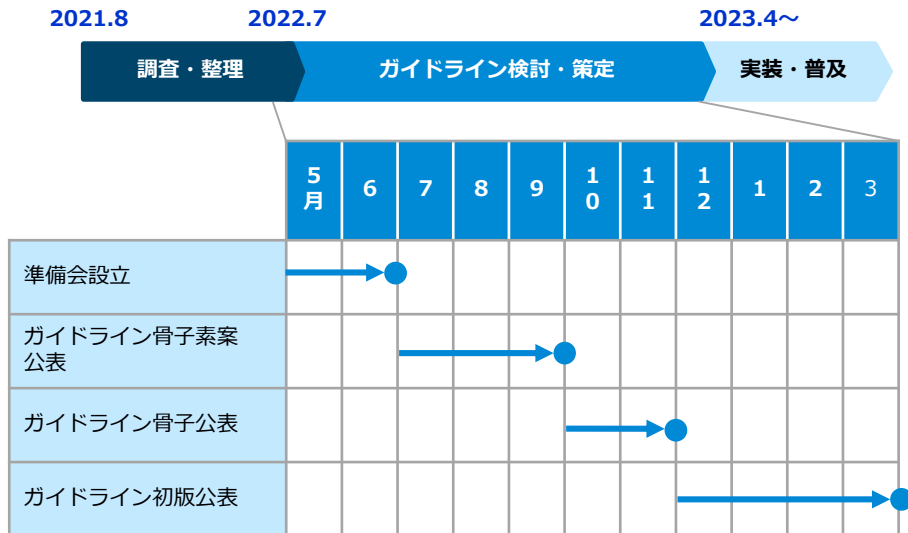
- 今後は、OpenIDファウンデーション・ジャパンと協力して検討の場を探索していくものとし、ひき続き複数事業者からなる組織において、統一的な議論を進めていく。活動の中で事業者・ユーザーから意見・要望のヒアリングを行う。また、デジタル庁をはじめとした関連省庁やデジタル本人確認の検討に関連する団体と連携を行いながら進める。
- ガイドラインの策定に加え、コンソーシアム設立等、ガイドラインの保守・管理に関する仕組みについても検討を進め、2023年4月にガイドラインを社会実装すべく、今後の活動を進める。

[ガイドライン策定のための組織と周辺のステークホルダーの関連]



- デジタル庁データ戦略推進ワーキンググループ内のトラストを確保したDX推進サブワーキンググループの第4回において発表を行い、本活動の成果を共有した。引き続き今後も情報共有、提言等、連携を取り進める。
- ガイドライン策定にあたっては、パブリックコメントの収集等、広く事業者やユーザーから意見・要望収集を行って進める。

[現時点のマイルストーンの案 (2022年4時点案)]



- 2022年内はガイドラインの策定に注力し、2023年4月以降、実装・普及のフェーズに活動の重点を移していく。